

自己資本の充実の状況等について

自己資本の充実の状況等について

1. 自己資本の構成に関する開示事項

■ 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	41,251	42,405
うち、出資金および資本剰余金の額	918	901
うち、利益剰余金の額	40,370	41,540
うち、外部流出予定額 (△)	36	36
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	527	449
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	527	449
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	41,778	42,854
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	296	304
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	296	304
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	296	304
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	41,482	42,549
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	365,808	365,056
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	15,263	15,338
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	381,072	380,394
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	10.88%	11.18%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

2. 定性的な開示事項

(1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されています。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：知多信用金庫 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：901百万円
------	--

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性、安全性は十分に保っていると評価しています。

なお、自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じて、そこから得られる利益の積み上げを第一義的な方策と考えています。

(3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

■リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、与信取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、損失を被るリスクを指します。当金庫では、業務上の最重要のリスクと認識し、貸出資産の健全性の維持・向上を目的とした適切な信用リスク管理態勢の構築に努めています。

与信取引については、業務に携わる役職員が、遵守すべき考え方・行動基準を明文化するとともに、与信判断や与信管理を行う際の基本的な手続きを定め、公共性、安全性、収益性、成長性、流動性の原則に則った厳正な与信判断を行う態勢としています。

信用リスクの評価は、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスク抑制のための大口与信先管理など、様々な計測システムを導入しリスク計量をベースとした管理態勢の構築に努めています。

これら一連の信用リスク管理の状況についてはリスク管理委員会やALM委員会での協議・検討を行うとともに、理事会、常務会においても重要な協議事項として掲げるなど、適切な対応に努めています。なお、貸倒引当金は、「自己査定基準書」および「自己査定に基づく償却・引当の基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については、内部監査による検証および監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当金庫は標準的手法を採用しています。リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は次の4つの機関です。

- i. ㈱格付投資情報センター (R&I)
- ii. ㈱日本格付研究所 (JCR)
- iii. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- iv. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)

格付採用方法は、i、iiの格付を判定に使用しています。i、iiの両社とも格付を付与していなければ、iii、ivの格付を判定に使用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が保有している信用リスクを軽減化するための措置です。具体的には自金庫預金担保・保証等が該当します。当金庫では融資の取り上げに際し、資金使途・返済原資・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から可否を判断し、担保や保証による保全措置は、あくまで補完的な位置付けと認識し、担保又は保証に過度に依存しないような融資取り上げに徹しています。与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金・有価証券・不動産等があり、保証には人的保証・信用保証協会保証等があります。その手続きは、当金庫が定める「貸出金規程」・「不動産担保規程」・「各種の事務手続き」等により、適切な事務取扱いと適正な評価・管理をしています。また、お客さまが期限の利益を喪失された場合には、当該与信取引の範囲において、預金積金との相殺を用いる場合があります。この際には信用リスク削減方策の一つとして、当金庫が定める「各種の事務手続き」や各種約定書等に基づき、法的に有効であることを確認して、事前の通知や諸手続きを省略して預金積金を払戻し、貸出金の回収に充当します。

なお、信用リスク削減手法の適用による信用リスクの集中については、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

自己資本の充実の状況等について

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

■派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、派生商品取引として債券先物取引を行うことがあります。

債券先物取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクが内包されています。市場リスクへの対応は、債券先物取引により受けるリスクと保有する債券現物が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしています。

債券先物取引については、「金融派生商品取引規程」の中で定めている投資枠内での取引に限定し、当該取引にかかる市場リスク管理に努めています。

債券先物取引は、東京証券取引所で取引が行われており、かつ参加者の差入証拠金は日々値洗いされていますので、信用リスクについては管理の対象外としています。

なお、派生商品取引および長期決済期間取引は該当ありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

■リスク管理の方針およびリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスポージャーとはそのエクスポージャーをいいます。なお、当金庫では再証券化取引を行っていません。

当金庫が証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っています。

当金庫が保有する証券化エクスポージャーについては、信用リスクおよび市場リスクが内包されていますが、「資金運用調達規程」で定める保有限度枠内で取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

■自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備およびその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行ったうえで、「資金運用調達規程」に従い稟議、決裁を受けています。

また、保有している証券化エクスポージャーについて、半期ごとおよび適時に当該証券化商品およびその裏付資産にかかる情報を販売会社等から収集し、リスク管理委員会へ報告しています。

■信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引を用いていません。

■証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

■証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

- i. ㈱格付投資情報センター (R&I)
- ii. ㈱日本格付研究所 (JCR)
- iii. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- iv. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)

なお、証券化エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

■リスク管理の方針および手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクです。

当金庫では「オペレーショナル・リスク管理方針」および「オペレーショナル・リスク管理規程」に基づき総合的な管理態勢を構築するとともに、リスクの顕在化の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めています。また、これらのリスクに関してはリスク管理委員会等において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会・常務会に付議・報告する体制を整備しています。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は「基礎的手法」を採用しています。

(8) 出資等エクスポージャーに関する事項

■銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託等が該当します。

これらのリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握し、リスク管理委員会に報告するなど、適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品への投資は、「資金運用調達規程」の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には、債券投資へのヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。また、リスクの状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

(9) 金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針および手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって預金、貸出金や保有有価証券等の価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫では預金、貸出金や有価証券等を定期的に評価・計測し、適宜、対応を講じる体制としています。

具体的には、一定の金利変動を想定した場合の金利リスク量（現在価値の変化額および金利収益の変化額）を月次で計測するほか、期間損益シミュレーションによる収益への影響額を定期的に計測し、ALM委員会へ報告し協議検討するなど、資産負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

■金利リスクの算定手法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）およびその前提 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
複数の通貨の集計方法およびその前提	異通貨間の金利の相関は考慮していません。また、資産または負債に占める割合が5%未満、かつ重要性がないと判断した通貨については計測対象外としています。
スプレッドに関する前提	スプレッドおよびその変動は考慮していません。
内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません。

(2) 自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

統合リスク管理では、自己資本総額に対して、各リスク量、未配賦資本、余裕部分がどのような割合となっているか3カ月ごとにモニタリングしています。その他、BPV等の金利リスク管理指標、金利変動が期間損益や自己資本比率に与える影響等もモニタリングしており、モニタリング結果についてはリスク管理委員会に報告しています。

自己資本の充実の状況等について

3. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	365,808	14,632	365,056	14,602
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	352,729	14,109	350,499	14,019
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	3,826	153	3,695	147
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	51,106	2,044	58,307	2,332
法人等向け	23,049	921	23,198	927
中小企業等向けおよび個人向け	78,618	3,144	77,930	3,117
抵当権付住宅ローン	17,125	685	15,777	631
不動産取得等事業向け	39,995	1,599	36,941	1,477
三月以上延滞等	228	9	340	13
取立未済手形	50	2	79	3
信用保証協会等による保証付	2,338	93	2,652	106
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	11,780	471	9,945	397
出資等のエクスポージャー	11,780	471	9,945	397
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	124,608	4,984	121,631	4,865
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	17,403	696	14,527	581
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,264	130	4,904	196
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	665	26	842	33
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	103,274	4,130	101,356	4,054
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	14,504	580	14,557	582
ルック・スルー方式	14,504	580	14,557	582
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	15,263	610	15,338	613
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	381,072	15,242	380,394	15,215

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」から「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法>

粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

■信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分 地域別区分 業種別区分 期間別区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント およびその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国内	-	-	-	-	201,579	178,714	-	-	-	-
国外	-	-	-	-	40,759	39,756	-	-	-	-
地域別合計	-	-	-	-	242,339	218,471	-	-	-	-
製造業	47,956	46,090	33,860	32,799	11,609	11,911	-	-	37	120
農業、林業	1,039	1,019	1,039	1,019	-	-	-	-	-	-
漁業	189	242	189	242	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	1,699	1,806	1,699	1,806	-	-	-	-	-	-
建設業	36,716	37,281	35,099	35,622	1,300	1,501	-	-	18	56
電気・ガス・熱供給・水道業	11,127	10,411	7,129	6,475	3,935	3,935	-	-	-	-
情報通信業	1,896	1,783	165	167	1,301	1,502	-	-	-	-
運輸業、郵便業	10,033	9,003	6,058	5,588	3,765	3,365	-	-	-	-
卸売業、小売業	31,710	29,253	30,540	28,217	900	901	-	-	42	10
金融業、保険業	309,322	353,729	46,318	46,405	51,977	54,177	-	-	-	-
不動産業	80,323	76,652	70,992	66,819	1,902	2,002	-	-	27	34
物品賃貸業	351	424	351	424	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,931	2,159	1,931	2,159	-	-	-	-	-	-
宿泊業	2,153	2,375	2,137	2,359	-	-	-	-	-	187
飲食業	6,925	6,272	6,925	6,272	-	-	-	-	55	34
生活関連サービス業、娯楽業	10,008	9,552	9,766	9,351	100	100	-	-	-	5
教育、学習支援業	1,897	2,034	1,897	2,034	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	20,476	19,809	20,446	19,779	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	13,992	13,821	13,133	12,935	666	766	-	-	9	-
国・地方公共団体等	183,204	167,906	18,326	29,598	164,878	138,307	-	-	-	-
個人	138,333	135,363	138,333	135,363	-	-	-	-	201	104
その他	21,007	21,060	762	629	-	-	-	-	-	-
業種別合計	932,296	948,055	447,107	446,072	242,339	218,471	-	-	390	554
1年以下	204,349	204,085	72,816	71,126	29,930	22,305	-	-	-	-
1年超3年以下	197,310	198,059	66,986	65,737	34,286	15,315	-	-	-	-
3年超5年以下	69,125	84,532	54,680	52,157	14,444	28,374	-	-	-	-
5年超7年以下	76,677	82,186	50,467	50,628	26,196	31,499	-	-	-	-
7年超10年以下	102,090	93,182	51,068	50,554	44,021	29,624	-	-	-	-
10年超	245,223	248,704	150,663	155,252	91,559	89,452	-	-	-	-
期間の定めのないもの	37,519	37,304	423	616	1,900	1,900	-	-	-	-
残存期間別合計	932,296	948,055	447,107	446,072	242,339	218,471	-	-	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。
 2. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、債券以外の「地域別」の区分は省略しています。
 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことで、上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
 5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

自己資本の充実の状況等について

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(この項目は、本編15ページの「貸倒引当金」の欄を参照してください。)

■業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の額等

(単位：百万円)

区 分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	目的使用		その他		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製造業	552	518	518	522	33	37	519	480	518	552	-	-
農業、林業	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	68	51	51	128	18	2	50	49	51	128	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	7	11	11	7	-	0	7	11	11	7	-	-
卸売業、小売業	73	179	179	165	42	4	31	174	179	165	-	-
金融業、保険業	-	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-
不動産業	105	111	111	93	-	-	105	111	111	93	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	4	3	3	2	-	-	4	3	3	2	-	-
宿泊業	208	254	254	285	-	-	208	254	254	285	-	-
飲食業	121	122	122	107	-	4	121	117	122	107	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	25	28	28	24	-	-	25	28	28	24	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	321	314	314	394	-	-	321	314	314	394	-	-
その他のサービス	150	19	19	32	-	9	150	10	19	32	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	101	101	101	38	-	52	101	48	101	38	-	-
合計	1,740	1,719	1,719	1,832	94	111	1,646	1,607	1,719	1,832	-	-

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	3,464	217,840	3,458	204,522
10%	-	59,745	-	61,557
20%	80,605	229,363	85,632	264,530
35%	-	44,709	-	41,026
50%	28,720	153	26,952	54
75%	-	95,676	-	94,223
100%	1,454	164,159	1,202	158,599
150%	-	123	-	144
250%	-	6,277	-	6,148
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	114,246	818,050	117,246	830,808

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	9,609	9,468	64,114	60,958	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

①貸借対照表計上額および時価等

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	9,377	9,377	8,106	8,106
非上場株式等	8,229	8,229	10,028	10,028
合計	17,606	17,606	18,134	18,134

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

②出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
売却益	188	538
売却損	35	—
償却	—	—

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
評価損益	2,552	3,570

④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
評価損益	—	—

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	41,283	37,655
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
1	上方平行シフト	20,946	21,336	1,148	1,217
2	下方平行シフト	—	—	2,540	2,497
3	スティープ化	18,666	19,036		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	20,946	21,336	2,540	2,497
		ホ		ヘ	
		令和5年度		令和4年度	
8	自己資本の額	42,549		41,482	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は「定性的な開示事項」の項目に記載しています。